

令和3年3月2日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料
(附属資料)

(令和3年2月25日付託分)

目 次

I	神奈川県職員定数条例(昭和24年神奈川県条例第46号)新旧対照表 -----	1
II	市町村立学校職員定数条例(昭和26年神奈川県条例第40号)新旧対照表 -----	2
III	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表 -----	3
IV	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表 -----	5

I 神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）新旧対照表

令和3年4月1日適用

改 正			現 行		
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。			(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		
事 務 部 局 の 区 分		定 数	事 務 部 局 の 区 分		定 数
知 事		(略)	知 事		(略)
公 営 企 業 管 理 者					
議 会					
選 挙 管 理 委 員 会					
監 査 委 員					
人 事 委 員 会					
教 育 委 員 会 (学校以外の教育機関を含む。)		759 人	教 育 委 員 会 (学校以外の教育機関を含む。)		751 人
教育委員会	校長及び教員	11,974 人	教育委員会	校長及び教員	12,099 人
の 所 管 に	その他の職員	1,087 人	の 所 管 に	その他の職員	1,094 人
属する学校	小 計	13,061 人	属する学校	小 計	13,193 人
労 働 委 員 会		(略)	労 働 委 員 会		(略)
神奈川海区漁業調整委員会					
合 計					
2 (略)			2 (略)		
3 (略)			3 (略)		

II 市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）新旧対照表

令和3年4月1日適用

改 正	現 行																								
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 の 種 別</th> <th style="text-align: center;">定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">小 学 校</td> <td style="text-align: center;"><u>9,396</u> 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 学 校</td> <td style="text-align: center;"><u>5,513</u> 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特 別 支 援 学 校</td> <td style="text-align: center;"><u>192</u> 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)</td> <td style="text-align: center;">19 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>15,120</u> 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	学 校 の 種 別	定 数	小 学 校	<u>9,396</u> 人	中 学 校	<u>5,513</u> 人	特 別 支 援 学 校	<u>192</u> 人	高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)	19 人	合 計	<u>15,120</u> 人	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 の 種 別</th> <th style="text-align: center;">定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">小 学 校</td> <td style="text-align: center;"><u>9,418</u> 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 学 校</td> <td style="text-align: center;"><u>5,517</u> 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特 別 支 援 学 校</td> <td style="text-align: center;"><u>183</u> 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)</td> <td style="text-align: center;">19 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>15,137</u> 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	学 校 の 種 別	定 数	小 学 校	<u>9,418</u> 人	中 学 校	<u>5,517</u> 人	特 別 支 援 学 校	<u>183</u> 人	高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)	19 人	合 計	<u>15,137</u> 人
学 校 の 種 別	定 数																								
小 学 校	<u>9,396</u> 人																								
中 学 校	<u>5,513</u> 人																								
特 別 支 援 学 校	<u>192</u> 人																								
高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)	19 人																								
合 計	<u>15,120</u> 人																								
学 校 の 種 別	定 数																								
小 学 校	<u>9,418</u> 人																								
中 学 校	<u>5,517</u> 人																								
特 別 支 援 学 校	<u>183</u> 人																								
高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)	19 人																								
合 計	<u>15,137</u> 人																								

Ⅲ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表
 〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第29条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～20（略）</p> <p>（給料表異動等における号給の決定等の特例）</p> <p>21 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動（<u>教育職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から教育職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。</u>）並びに<u>神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）又は給与条例第3条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに教育職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第3号に掲げる公安職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動</u>（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、<u>第5条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給</u>（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給（この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給（別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。）を含む。以下「旧号給」という。）に達しないこととなるとき（人事委員会規則で定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えるときは、最高号給）の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最</p>	<p>第1条～第29条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～20（略）</p> <p>（給料表異動等における号給の決定等の特例）</p> <p>21 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動<u>その他の人事委員会規則で定める異動等</u>（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、<u>同条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給</u>（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給（この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給（別表第1の備考2の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。）を含む。以下「旧号給」という。）に達しないこととなるとき（人事委員会規則で定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えるときは、最高号給）の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第7条の2第2項並びに附則第47項、第49項及び第52項の規定の適用については、<u>これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第21項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。</u></p>

改 正	現 行
<p>高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第7条の2第2項の規定の適用については、<u>同項中「給料月額」とあるのは、</u> 「給料月額と附則第21項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。</p> <p>22～56 (略)</p>	<p>22～56 (略)</p>

IV 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）新旧対照表
 〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第12条の6（略） （特別休暇） 第13条 職員が、次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願い出があつたときは、教育委員会は、その都度必要と認める期間（<u>第1号に掲げる理由による場合は、7日の範囲内において必要と認める期間</u>）を特別休暇として与えることができる。</p> <p>（1） <u>地震、水害、火災その他の災害による次のいずれかの理由</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料等の確保</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>ア又はイに掲げる理由に準ずるもの</u></p> <p>（2） <u>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤の著しい困難</u></p> <p>（3） <u>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際しての退勤途上における身体の危険回避</u></p> <p>（4）～（7）（略）</p> <p>第13条の2～第18条（略）</p>	<p>第1条～第12条の6（略） （特別休暇） 第13条 職員が、次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願い出があつたときは、教育委員会は、その都度必要と認める期間を特別休暇として与えることができる。</p> <p>（1） <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限又は遮断</u></p> <p>（2） <u>風水震火災その他非常災害による交通遮断又は職員の現住居の滅失若しくは破壊</u></p> <p>（3） <u>交通機関の事故等の不可抗力の原因</u></p> <p>（4）～（7）（略）</p> <p>第13条の2～第18条（略）</p>